【別紙５】（本規程第16条第２項関連）

個人データ持ち運び記録簿

No	書類・ファイル名	記録媒体【紙・電子（外部記憶媒体）】	持出日	返却日	理由	持出者	備考
			確認者印	確認者印			

【別紙６】

個人情報の利用目的

（日本貸金業協会）

個人情報の分類	利用目的
１．貸金業者の登録を受けようとする者の個人情報	・貸金業登録のための審査 ・登録の実施
２．協会に加入しようとする者の個人情報	・入会資格の審査及び会員管理
３．協会員業者に関する個人情報（個人業者における当該貸金業者の個人情報のほか、法人業者における役員等の個人情報を含む。）	・協会員の管理・監督その他の協会事業の遂行
４．資格試験の受験申込者の個人情報	・資格試験の管理事務
５．貸金業務取扱主任者の登録申請者の個人情報	・主任者登録の管理事務
６．登録講習受講希望者の個人情報	・登録講習の管理事務
７．債務者等の個人情報	・相談・苦情の対応及び紛争解決その他の協会事業の遂行
８．協会役員・委員・顧問等の個人情報	・選任、業務に関する連絡等
９．協会従業員の個人情報	・労務管理、福利厚生その他の人事の判断資料
10．従業員となろうとする者の個人情報	・採否の判断資料

【別紙７】

「適切かつ合理的な方法」及び「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」

個人情報取扱規程第28条に定める「適切かつ合理的な方法」及び「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」は以下のとおりとする。

１　適切かつ合理的な方法

「外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合」及び「同一の企業グループ内で個人データを移転する場合」について、それぞれ以下に定めるとおりとする。

⑴　外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合

提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等において定める。

⑵　同一の企業グループ内で個人データを移転する場合

提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等において定める。

２　法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置

協会が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合についての具体的な措置は、以下に定める事項のとおりとする。

法第15条	利用目的の特定	委託契約において、外国にある事業者による利用目的を特定する。
法第16条	利用目的による制限	委託契約において、委託の内容として、外国にある事業者による利用目的の範囲内での事務処理を規定する。
法第17条	適正な取得	外国にある事業者が委託契約に基づいて適切に個人データを取得していることが自明であれば、不正の手段による取得ではない。
法第18条	取得に際しての利用目的の通知等	日本にある個人情報取扱事業者から顧客に対して利用目的の通知等をする。
法第19条	データ内容の正確性の確保等	委託契約によりデータ内容の正確性の確保等について規定するか、又は、データ内容の正確性の確保等に係る責任を個人データの提供元たる個人情報取扱事業者が負うことになる。
法第20条	安全管理措置	委託契約により外国にある事業者が安全管理措置を講ずる旨を規定する。ＧＬ（通則編）「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照。
法第21条	従業者の監督	委託契約により外国にある事業者の従業者の監督に係る措置を規定する。
法第22条	委託先の監督	委託契約により外国にある事業者の再委託先の監督に係る措置を規定する。 ①　適切な委託先の選定 ②　委託契約の締結 ③　委託先における個人データ取扱状況の把握
法第23条	第三者提供の制限	委託契約により外国にある事業者からの個人データの第三者提供を禁止する。